

社会資本整備審議会建築分科会建築基準制度部会

「木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性ある確認検査制度等の構築に向けて」(第二次報告)(案)

に関するご意見募集の結果概要及びこれに対する対応等について

- 実施期間 : 平成26年1月10日(金)～1月24日(金)
- 告知方法 : 国土交通省、電子政府の総合窓口のパブリックコメントのホームページに掲載
- 意見提出方法 : 電子メール、FAX、郵送
- 意見提出件数 : 67件(個人22件、団体・企業等29件、特定行政庁16件)

注：第二次報告（案）に関して頂いたご意見の全体像が把握できるように、主なご意見を抽出し、整理しております。

なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

■「Ⅰ. 木造建築関連基準等のあり方」に関する主なご意見及びこれに対する対応等

	主なご意見	見解・対応等
1. 現状と課題		
1. 現状と課題	-	-
2. 木造建築関連基準等の整備促進に向けて早急に講ずべき施策		
2. 木造建築関連基準等の整備促進に向けて早急に講ずべき施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木造建築基準の見直しについて賛成。 ○ 3階建て学校等は十分な防火避難上の措置が講じられるべき。 ○ 木材利用の促進を進める根拠、耐火性に劣る木造校舎への例外的措置を行う意義が不明であることから、耐火建築物とすべき学校を木造で建築可能にすることに反対。 	<p><原文維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年10月施行の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等を受けて、木材の利用を促進する観点から、平成23年度より実大規模の木造建築物による火災実験等を実施してきたところです。木造建築関連基準等の見直しは、実大規模の火災実験等による検証を踏まえ、安全性を確保した上で必要な合理化を図るものです。

■ 「Ⅱ. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方」に関する主なご意見及びこれに対する対応等

	主なご意見	見解・対応等
1. 現状と課題		
(1) 建築基準法における一連の確認・検査等の流れ	-	-
(2) 構造計算適合性判定制度		
①構造計算適合性判定の手続き	<p><審査の長期化></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在は構造計算適合性判定の段階で設計全体の大幅な見直し、審査期間の長期化はほとんどないため、「構造計算適合性判定の段階で指摘を受けると、設計全体の大幅な見直しにつながり、審査機関の長期化につながる場合が多い」とは現状を表した記載ではない。 ○ 設計図書間の不整合や、構造計算書と構造図の不整合が多く、審査の手戻りが多いため、「建築計画全体の設計に大きく影響する構造計算の判定業務を確認審査の最初の段階で行うことが効果的」とは必ずしも言えない。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準制度部会等の場で構造設計者等へのヒアリングを実施した際に頂いたご意見等を踏まえ記載しています。 ○ 設計図書間の整合性を確保した上で申請することは、申請者（設計者）として当然実施すべきことと考えられます。その上で、建築基準制度部会等の場で構造設計者等へのヒアリングを実施した結果、審査の途中段階で、構造計画（モデル化等）の大幅な見直しを求められた場合、計画全体の見直しに時間を要するとの意見があったことを踏まえ、構造計算の判定業務を確認審査の最初の段階で行うことは効果的であると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築基準法令で規定された以上の内容（推奨基準）」とあるが、「推奨基準」という文言は、共通認識が得られたものでないので削除していただきたい。 	<p><一部修正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ削除します。
	<p><構造計算適合性判定員></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定員によって指摘内容が異なり、また建築基準法令で規定された以上の内容（推奨基準）を要求されることがあるため、構造計算適合性判定員の質の確保を図ってほしい。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 告示として定められている構造計算適合性判定の審査指針等の充実を図り周知を図るとともに、国による資格検定・登録等の制度の導入、的確な監督体制の整備により、構造計算適合性判定の質の確保を図っていくことを考えています。

	主なご意見	見解・対応等
②指定構造計算適合性判定機関の指定	○ 審査日数が議論されているが、行き過ぎた審査日数の短縮は審査の質の低下につながることを懸念される。	<p><原文を維持></p> <p>○ 第二次報告（案）に記載した施策は単に審査日数の短縮を目的としたものではなく、確認審査を効率的かつ実効性のある制度とすることを目的として検討しています。</p>
③構造計算適合性判定の対象	○ 許容応力度等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とする根拠が不十分。	<p><原文を維持></p> <p>○ 一律に構造計算適合性判定の対象の合理化をするのではなく、構造計算の内容や審査能力の向上を図る取組み、審査側の審査能力に関する調査の結果等を踏まえ、十分な審査能力を有すると判定された建築主事等が審査を行う場合に限り、許容応力度等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とするものです。</p>
④構造計算適合性判定員の充足状況	-	-
(3) 専門性の高い分野における確認審査	<p>○ 建築主事等の公正さを確保するため、建築主事等の確認審査は法律の範囲内で行うことを明記すべき。</p> <p>○ 機械・電気に関して専門的知識を有していないことが原因でなく、確認すべき部分が法上不明確となっているため、機械・電気の専門家による審査補助を受けても事故が生じる状況となっているのではないか。</p> <p>○ 大臣認定制度の積極的な活用を含め、審査のあり方を検討する必要がある。</p>	<p><原文を維持></p> <p>○ 確認審査は、法に基づき行うことが前提であるため、原文のままとさせていただきます。</p> <p>○ 法令で規定する性能は不明確ではなく、高度化・複雑化した制動装置・制御器等の審査をするために、建築主事等に求められている知識を超える場合があるため、専門家による審査が必要と考えています。専門家が審査を行うための基準の明確化についても検討してまいります。</p> <p>○ 制動装置等の性能は、大臣認定の対象とし、専門的な知識を有する者が審査する仕組みの導入を検討することについて、「Ⅱ. 2. (2) 専門性の高い分野における確認審査の方法の見直し」に記載されています。</p>
	○ 専門的知識を有する者の机上の空論による審査ではなく、完了検査といった現実的対応をすべき。	<p><原文を維持></p> <p>○ 専門家による審査として、必要に応じて、実機による試験等により審査が実施されることも考えられます。</p>

	主なご意見	見解・対応等
(4) 建築確認制度における手続き等		
①計画変更	-	-
②型式適合認定	○ 新しい住宅部品等を導入する際、現在は型式適合認定を更新すると時間がかかりすぎるため、短時間で新しい住宅部品等を使用できるよう制度のあり方を検討してほしい。	<p><原文を維持></p> <p>○ ご指摘を踏まえつつ、型式内容の変更に対して柔軟に対応できるよう制度のあり方を検討する必要があると考えています。</p>
③仮使用承認	○ 指定確認検査機関に確認申請する場合は、仮使用承認のために特定行政庁の審査も必要となり、負担となるため、仮使用の承認を確認申請、完了検査等の手続きを実施する機関と同一の機関で行えるようにしてほしい。	<p><原文を維持></p> <p>○ 工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全上・防火上の基準を整備し、この基準を満たす場合に、指定確認検査機関が仮使用の審査をできるよう合理化を検討する必要があると考えています。</p> <p>(Ⅱ. 2. (3) ③参照)</p>
(5) 定期調査・検査報告制度及び維持保全		
①定期調査・検査報告制度	-	-
②昇降機等の維持保全	-	-

	主なご意見	見解・対応等
2. 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のために早急に講ずべき施策		
(1) 効率的かつ実効性ある構造計算適合性判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定について「引き続き建築物の安全性の確保を図るために存続すべき」と記載されているが、「審査を複層的に行う」ことを継続することも明記すべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定を引き続き存続することは、審査を複層的に行うことと同意であることから、原案どおりとさせていただきます。
	<p><制度の見直しについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ようやく定着してきた構造計算適合性判定制度を見直すと、また制度創設時のような混乱が生じると懸念。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者及び審査者双方にとって効率的かつ実効性ある制度への見直しを検討しておりますが、今後の見直しに当たっては、ご懸念の点を踏まえ、制度改正時には十分な周知期間を確保し、周知徹底を図ってまいります。
	<p><確認審査と構造計算適合性判定の同一機関での実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定は、独立性を確保するため確認審査と同一機関で行うべきではない。 ○ ある物件の構造計算適合性判定を確認審査と同一の機関（法人）で行ってもよいと考えられるため、今後の検討課題としてほしい。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定は、これまでと同様に確認審査とは別の機関（法人）で行うことを前提とする旨を記載しています。 ○ 同一機関（法人）で実施する点については、建築基準制度部会において、第三者性を担保しつつ同一機関で中立・公平に確認審査と構造計算適合性判定ができるかについて議論があり、これまでと同様に確認審査とは別の機関（法人）で行うことを前提とした制度の見直しを検討することとしています。

	主なご意見	見解・対応等
①構造計算適合性判定の手続き等の見直し	<p><建築主が指定構造計算適合性判定機関等を選択し直接申請する仕組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接申請する仕組みに賛成。 ○ 図書の整合性や、2つの申請を行う建築主の負担等が懸念されるため、直接申請する仕組みに反対。 ○ 現状、申請者が選択できる機関がない都道府県もあることから、審査日数の長期化を防ぐため、申請する機関の選択肢を増やすべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築主が指定構造計算適合性判定機関等に直接申請する仕組みとしても、構造計算部分について確認審査と構造計算適合性判定のダブルチェックであることは変わりません。また、今回の仕組みにより指定構造計算適合性判定機関の責任が明確となり、制度の実効性を高めることになるものと考えております。 ○ 指定構造計算適合性判定機関の指定等は知事の権限ですが、複数の機関が指定等されるよう都道府県に対して要請してまいります。
	<p><2以上の都道府県で業務を行う機関について国が機関の指定、監督等を実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国が統一のルールのもと機関の指定、監督等を実施することに賛成。 ○ 現在も都道府県で適正に監督等がなされているため、国が機関の指定、監督等を実施することに反対。 ○ 問題が生じた場合に迅速に対応できる制度とするため、都道府県が国が指定した機関に立入検査等が行えるようにしてほしい。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省が実施した調査の結果、指定構造計算適合性判定機関の業務区域の広域化や、立入検査を実施していない都道府県が多い等の監督体制の実態が分かりました。このため、複数の都道府県で業務を行う機関は国土交通大臣が指定し、的確に機関を監督する体制を整備することが必要と考えています。 ○ 今後具体的な制度設計に当たっては、頂いたご意見を踏まえつつ検討してまいります。
②構造計算適合性判定の対象の見直し	<p><十分な審査能力を有すると判定された建築主事等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 十分な審査能力を有すると判定された建築主事等がいるかいないかによって手続きが異なるため、混乱のないよう制度を運用すべきである。 ○ 資格制度が複雑化するため、建築主事等に新たな資格要件を課すことは適切でない。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築確認の申請にあたり、建築主が各特定行政庁及び指定確認検査機関に十分な審査能力を有すると判定された建築主事等の有無を判断できるよう、その情報を適切に開示する仕組みを検討してまいります。 ○ 新たな資格をつくるものではありません。許容応力度等計算について十分な審査能力を有すると判定された建築主事等が審査する場合に構造計算適合性判定を対象外とすることと考えています。

	主なご意見	見解・対応等
<p>②構造計算適合性判定の対象の見直し (続き)</p>	<p>＜構造計算適合性判定の対象＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許容応力度等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とすることに賛成。 ○ 許容応力度等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とすることに反対。 ○ 構造計算適合性判定の対象外とする範囲を広げるべき。（例：小規模な建築物における保有水平耐力計算 等） ○ 構造計算適合性判定の対象外とする範囲を狭めるべき。 	<p>＜原文を維持＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一律に構造計算適合性判定の対象の合理化をするのではなく、構造計算の内容や審査能力の向上を図る取組み、構造に関する講習会等の実施状況、審査側の審査能力に関する調査の結果等を踏まえ、十分な審査能力を有すると判定された建築主事等が審査を行う場合に限り、許容応力度等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とするものです。 ○ 保有水平耐力計算（ルート3）及び限界耐力計算は、建築物の倒壊等までの状態を考慮して計算を行うなど、高度な検証方法となっているため、引き続き構造計算適合性判定の対象とする必要があると考えています。 ○ 許容応力度等計算（ルート2）の内容や審査能力の向上を図る取組み、審査側の審査能力に関する調査の結果等を踏まえ、十分な審査能力を有すると判定された建築主事等が審査を行う場合に限り、許容応力度等計算（ルート2）を構造計算適合性判定の対象外とすることが妥当であると考えております。

	主なご意見	見解・対応等
②構造計算適合性判定の対象の見直し (続き)	<p><建築物に二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物同士が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうか判断を可能とすることに賛成。 ○ 「それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうかの判断を可能とする」とあるが、「判断を行うものとする」とすべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分ごとに構造計算適合性判定の対象かどうかの判断を行うものとするを考えています。 <p><一部修正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえ、「判断を可能とする」を「判断を行うものとする」に修正します。
	<p><既存不適格建築物について増改築を行う場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存部分に対しては現行通り耐震診断を適用し、増築部分については新築の場合と同様に現行の建築基準法に対応した構造計算における高度な構造計算を行った場合には構造計算適合性判定の対象とすることを明記すべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とすることを検討しております。
③構造計算適合性判定の質の確保	<p><建築基準法以外の法律に規定された認定手続き></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 密集市街地整備法の認定、バリアフリー法の認定等に係る建築物等において、認定手続き等の段階で構造計算適合性判定の対象とすべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管行政庁の判断で、認定申請にあたり構造計算適合性判定に相当する図書を追加できるよう、今後、制度の見直しを検討してまいります。
(2) 専門性の高い分野における確認審査方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制動装置・制御器等に対する専門家による審査とは、どのようなものを想定しているのか。 ○ 制動装置等の専門家による審査制度について、第三者認証として自主評価や民間認証機関等の活用も検討の対象に加えるべき。また、海外の認証との整合や、手続きの簡素化について配慮すべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制動装置等の性能のうち専門的知識を有するものの審査が必要と考えられるものについては、大臣の認定の対象とし、性能評価機関で審査する仕組みの導入を検討する必要があると考えています。 ○ 大臣認定の具体的方法等については、今後、合理的なものとなるよう検討してまいります。なお、自主評価は第三者認証に該当しないものと考えます。

	主なご意見	見解・対応等
(3) 建築確認制度における手続き等の合理化		
①計画変更の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画変更の合理化に賛成。 ○ 軽微な変更の対象の記載ぶりの見直し、例示の充実等により審査者と設計者の判断が異ならないようにすべき。また、審査者間で共有すべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 軽微な変更の対象範囲の見直しに当たっては、具体的な基準を定め、省令の例示の充実等を行ってまいります。
②型式適合認定の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令改正に伴う型式適合認定の取り直しの際に、法令改正日から新規の型式適合認定取得まで時間を要し、円滑に確認申請できない等の問題があるため、合理化をしてほしい。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 型式適合認定の変更手続きの簡素化等を検討してまいります。
③仮使用承認制度の合理化	<p><指定確認検査機関による仮使用の審査></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関に確認申請する場合は、仮使用承認のために特定行政庁の審査も必要となり、審査期間への影響等もあるため、指定確認検査機関での仮使用の審査を可能としてほしい。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全上・防火上の基準を整備し、この基準を満たす場合に、指定確認検査機関が仮使用の審査をできるよう合理化を検討してまいります。
	<p><指定確認検査機関による仮使用の審査の基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定確認検査機関が仮使用承認を実施するためには総合的判断が必要であり、困難ではないか。 ○ 厳格に運用しなければ危険なため、指定確認検査機関が運用する基準は具体的かつ明確にすべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事部分及び仮使用部分の安全対策に係る建築物の安全上・防火上の基準を具体的に定め、この基準を満たす場合に限り、指定確認検査機関が実施できることと考えています。基準の策定に当たっては、特定行政庁等のご意見も踏まえつつ検討してまいります。

	主なご意見	見解・対応等
(4) 定期調査・検査報告制度の見直し		
①定期調査・検査報告制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期調査・検査報告の報告率の向上に向けた施策を講じるべきではないか。 ○ 特定行政庁が法第12条第5項の報告及び第6項の立入検査を徹底することは、現状の体制では困難。 ○ 定期調査・検査の対象建築物については、調査項目を合理化し、所有者等の負担軽減を図るべき。 ○ 防火設備を専門的な知識と技能を有する者に検査させる仕組みの制度化に際し、建築士や民間の点検制度、資格者制度の活用が重要。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期調査・検査報告の報告率向上は、対象建築物等の安全確保を徹底する必要があります。まずは建築物の所有者等への制度の周知徹底をした上で、報告がなされない場合には立入検査等による当該建築物の安全確保のための取組を徹底することが必要と考えています。 ○ 行政として建築物の安全確保を徹底するとともに、その執行体制を確保することが必要と考えています。 ○ 定期調査・検査・点検の項目・方法等について必要な見直しを行ってまいります。 ○ 防火設備に関する専門的な知識と技能を有する者が検査をする仕組みについては、合理的かつ実効性あるものとなるよう検討してまいります。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定行政庁が定期調査・検査の対象を地域の実情に応じて指定すると、無意味な地域差が発生するだけであり、全て国が定めるべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国として安全上重要な建築物等を定期報告の対象として定めることを考えていますが、これらの建築物等以外にも、特定行政庁が建築物の立地状況や事故の発生状況、災害等の危険性等を踏まえ対象規模の拡大や用途の追加ができるようにする必要があると考えています。
②昇降機等の維持保全の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇降機等の維持保全の徹底については、維持管理指針や運行管理規程を法的に明確に位置付けることを対策として定めるべき。 	<p><原文を維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第8条第2項に規定された維持保全計画に、維持管理方法、体制等が定められ、適切に保守点検や運航管理が行われるよう、今後、指導方法も含めて検討する必要があると考えています。

■「Ⅲ. その他」に関する主なご意見及びこれに対する対応等

	主なご意見	見解・対応等
i. 技術的基準に適合しない新たな構造方法等への対応		
1. 現状と課題		
1. 現状と課題	○ 旧法第 38 条の認定を受けた建築物について増築等する場合、法令の条文ごとに性能規定化を図るだけでは現行法令に適合させることは無理である。このため、これらの社会的ストックを活用できるようにするための合理的な改修方法等についても検討すべき。	○ 性能規定化で対応しきれていない技術的基準に対しては、新たな国土交通大臣による認定の仕組みを検討してまいります。
2. 新たな構造方法等への対応のために早急に講ずべき施策		
2. 新たな構造方法等への対応のために早急に講ずべき施策	-	-
ii. 建築物の事故等に関する調査の充実		
1. 現状と課題		
1. 現状と課題	○ 既存建築物を安全な状態とするため、昇降機に設ける安全装置等に係る規定が建築物の増築等を行う際に適用されるよう、遡及適用に関する規定を見直すべき。	○ 既存不適格建築物の改修、増改築促進施策等の既存ストックを有効に活用する観点からの建築規制のあり方について、今後引き続き検討することとしております。
2. 建築物の事故等に対応するために早急に講ずべき課題		
2. 建築物の事故等に対応するために早急に講ずべき課題	○ 鉄道事業法の適用を受ける昇降機や、道路工作物の昇降機について事故が発生しているがどう考えているのか。	○ 社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会による事故調査では建築基準法対象外の道路工作物や鉄道駅構内に設ける昇降機も調査対象とし、事故再発防止策について審議を行っています。

■ 「IV. 施策の実現に向けて引き続き検討すべき事項」に関する主なご意見及びこれに対する対応等

	主なご意見	見解・対応等
IV. 施策の実現に向けて 引き続き検討すべき事項	<p><建築基本法></p> <p>○ 建築基本法を制定し、より良い建築・環境・まちづくりへ向けた社会制度を構築すべき。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、今後の検討課題として位置づけております。</p>